

令和2年4月10日

保護者のみなさまへ

緊急事態宣言後の新BOP（学童クラブ及びBOP）
の対応について（第3報）

国の緊急事態宣言を受け、東京都より「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」の要請がありましたので、以下のとおりお知らせします。

1 対応

新BOPについては、4月6日（月）以降の取扱いを継続いたします。

学童クラブについては、これまでどおり医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方のお子さんについてはお預かりしますが、感染症拡大を防止するため、可能な限り学童クラブの利用を控えてください。

2 適用期間

緊急事態宣言適用期間である令和2年5月6日（水）までとし、適用期間が延長された場合はそれに準じます。

3 学童クラブの運営について

感染リスクを低下させるために、これまで励行してきている手洗いや咳エチケット、部屋のこまめな換気と消毒などの万全な対策をとりながら、児童の接触の機会を減らす取り組みを引き続き心がけてまいります。

4 その他

東京都からの「経済団体 各位」「都民の皆様へ」の通知文書を添付いたします。

【本件担当】児童課児童育成担当 電話 03-5432-2317

生涯学習・地域学校連携課地域学校連携担当 電話 03-5432-2739